

令和8年度社会福祉法人一般監査

状 況 調 査 資 料

- ①評議員選任・解任委員会の状況
- ②理事長及び業務執行理事の理事報酬及び施設等業務に係る給与等の状況
- ③契約の状況
- ④法人関係者との取引の状況

社会福祉法人名

1. 評議員選任・解任委員会の状況

(定款に定める構成) ※ 「その他」の具体的な内容を () 内に記載してください。

- ・ 監事

・ 外部委員

合計
- 名

○名

○名
- ・ 事務局員

・ その他

(
- 名

○名

)

(委員名)

区分	氏名	委員を選任した 理事会開催日	任期
監事			～
事務局員			～
外部委員			～
その他			～
			～
			～

※ 区分欄には、「監事」、「事務局員」、「外部委員」、「その他」の別を記載。

(開催実績)

開催日	出席者数 (うち外部委員)	審議内容
(例) R 8.6.20	3人 (1人)	評議員7名の選任

※ 開催実績は、監査時点の評議員が選任された評議員選任・解任委員会の状況を記載。

2. 理事長及び業務執行理事の理事報酬及び施設等業務に係る給与等の状況

令和8年4月1日現在

理事長、業務 執行理事の氏 名	理事又は施設等職 員としての役職 (注1)	親族等特殊関係の内 容(注2)	常勤・非常勤 の別(注3)	理事報酬の年額① (千円)(注4)	給与の年額② (千円)(注4)	総額 ①+② (千円)(注4)
記載例 島根 太郎	理事長兼保育園長	なし	常勤	120千円	8,000千円	8,120千円
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						

★令和7年度1年間（令和7年4月～令和8年3月）に法人が支給した報酬及び給与の額を記入してください。

・なお、費用弁償、旅費は含みません。

(注1) 「理事又は施設等職員としての役職」欄は、「理事長兼〇〇施設長」、「業務執行理事兼事務局長」等を記載してください。

(注2) 「親族等特殊関係の内容」欄は、各理事について親族等の特殊関係者がいる場合に具体的（親子、兄弟等）に記載してください。

(注3) 常勤とは、概ね週4日以上、理事又は兼務の職員として勤務（1日の勤務時間は問わない）している場合とします。

(注4) 単位は千円単位で記載し、千円未満の端数は四捨五入してください。

(注5) 「理事報酬の年額」欄と「給与の年額」欄の金額は、重複しないように（両方支給されている場合は、両方とも記載）してください。

3. 契約の状況

(1) 物品購入契約の状況

(全ての拠点を対象とし法人全体でご記入願います。前回の監査の対象年度以降、今回の監査の前年度までの実績のうち、契約金額100万円以上のものから5件。ただし、5件無い場合はあるだけの契約)

購入物品名	金額 単位:円	契約業者名	入札 (見積)業者 数	契約の方法	随意契約の 場合同様に 根拠の記載 の有無	随意契約 の場合その 理由	契約年月日	契約書・請書の有無		
				☐ 競争入札 ☐ 随意契約	☐ 有 ☐ 無			☐ 契約書	☐ 請書	☐ 無
				☐ 競争入札 ☐ 随意契約	☐ 有 ☐ 無			☐ 契約書	☐ 請書	☐ 無
				☐ 競争入札 ☐ 随意契約	☐ 有 ☐ 無			☐ 契約書	☐ 請書	☐ 無
				☐ 競争入札 ☐ 随意契約	☐ 有 ☐ 無			☐ 契約書	☐ 請書	☐ 無
				☐ 競争入札 ☐ 随意契約	☐ 有 ☐ 無			☐ 契約書	☐ 請書	☐ 無

※「随意契約の場合同様に根拠の記載の有無」の欄：随意契約とした理由（根拠）が同い起案に記載されているか、その有無を記載。

※「随意契約の場合その理由」の欄：下記（注）の根拠の番号から選択。

(2) 委託・工事請負契約の状況

(全ての拠点を対象とし法人全体でご記入願います。前回の監査の対象年度以降、今回の監査の前年度までの実績のうち、契約金額100万円以上のものから5件。ただし、5件無い場合はあるだけの契約)

委託・工事請負契約名	金額 単位:円	契約業者名	入札 (見積)業者 数	契約の方法	随意契約の 場合同様に 根拠の記載 の有無	随意契約 の場合その 理由	契約年月日	契約書・請書の有無		
				☐ 競争入札 ☐ 随意契約	☐ 有 ☐ 無			☐ 契約書	☐ 請書	☐ 無
				☐ 競争入札 ☐ 随意契約	☐ 有 ☐ 無			☐ 契約書	☐ 請書	☐ 無
				☐ 競争入札 ☐ 随意契約	☐ 有 ☐ 無			☐ 契約書	☐ 請書	☐ 無
				☐ 競争入札 ☐ 随意契約	☐ 有 ☐ 無			☐ 契約書	☐ 請書	☐ 無
				☐ 競争入札 ☐ 随意契約	☐ 有 ☐ 無			☐ 契約書	☐ 請書	☐ 無

※「随意契約の場合同様に根拠の記載の有無」の欄：随意契約とした理由（根拠）が同い起案に記載されているか、その有無を記載。

※「随意契約の場合その理由」の欄：下記（注）の根拠の番号から選択。

(3) リース契約の状況

(全ての拠点を対象とし法人全体でご記入願います。ファイナンスリース契約のリース料総額が300万円以上でリース資産計上しているものすべて)

リース契約名・内容	リース料総額 単位:円	契約業者名	入札 (見積)業者 数	契約の方法	随意契約の 場合同いに 根拠の記載 の有無	随意契約 の場合そ の理由	契約年月日	契約期間	契約書・請書の有無		
				☐ 競争入札 ☐ 随意契約	☐ 有 ☐ 無				☐ 契約書	☐ 請書	☐ 無
				☐ 競争入札 ☐ 随意契約	☐ 有 ☐ 無				☐ 契約書	☐ 請書	☐ 無
				☐ 競争入札 ☐ 随意契約	☐ 有 ☐ 無				☐ 契約書	☐ 請書	☐ 無
				☐ 競争入札 ☐ 随意契約	☐ 有 ☐ 無				☐ 契約書	☐ 請書	☐ 無
				☐ 競争入札 ☐ 随意契約	☐ 有 ☐ 無				☐ 契約書	☐ 請書	☐ 無
				☐ 競争入札 ☐ 随意契約	☐ 有 ☐ 無				☐ 契約書	☐ 請書	☐ 無
				☐ 競争入札 ☐ 随意契約	☐ 有 ☐ 無				☐ 契約書	☐ 請書	☐ 無

※「随意契約の場合同いに根拠の記載の有無」の欄：随意契約とした理由（根拠）が同い起案に記載されているか、その有無を記載。

※「随意契約の場合その理由」の欄：下記（注）の根拠の番号から選択。

(注)〔随意契約の場合その理由〕欄について（（１）～（３）共通）

- １ 売買、賃貸借、請負その他の契約でその予定価格が1000万円を超えない場合
- ２ 契約の性質又は目的が競争入札に適さない場合
- ３ 緊急の必要により競争入札に付すことができない場合
- ４ 競争入札に付することが不利と認められる場合
- ５ 時価に比して有利な価格等で契約を締結することができる見込みのある場合
- ６ 競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がない場合
- ７ 落札者が契約を締結しない場合
- ８ 上記１～７とは異なった合理的な理由を法人経理規定に規程 ※１の金額等が異なる場合も含む。

・ 随意契約の場合は、経理規程に定めた随意契約できる理由を上記１～８のうちから選び、「ブルダウン」で選択記入してください。
また、随意契約の理由は１の場合は、見積もりを徴した業者が２社なのか３社なのかをご記入ください。

社会福祉法人モデル経理規程（平成29年度版、全国社会福祉施設経営者協議会）より抜粋
（随意契約）

第74条 合理的な理由により、競争入札に付すことが適当でないと認められる場合には、随意契約によるものとする。

なお、随意契約によることができる合理的な理由とは、次の各号（上記の１～７まで）に掲げる場合とする。

4. 法人関係者との取引の状況

(前回の監査の対象年度以降、今回の監査の前年度までの実績のうち、年間支払額100万円以上のものを記入)

法人関係者の名称(法人又は氏名(個人))	法人関係者の事業内容又は職業	法人との関係	取引の内容 (貸借、委託、請負等、 具体的な内容を記載)	取引年月日	取引金額	取引条件及び 取引条件の決定方針	関連当事者としての 注記記載該当の有無

(注)1 法人関係者の範囲は、社会福祉法第27条に規定する「理事、監事、評議員、職員その他の政令で定める社会福祉法人の関係者」※1とすること。

2 関連当事者については、「社会福祉法人会計基準(平成28年3月31日厚生労働省令第79号)」第29条第2項※2、「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて(平成28年3月31日付け雇労発0331第15号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長ほか連名通知)」中、社会福祉法人会計基準の運用上の取り扱い※2関連当事者との取引の内容について※3を参考にすること。

※1 「評議員、理事、監事、職員その他の政令で定める社会福祉法人の関係者」(社会福祉法第27条、社会福祉施行令第13条の2参照)
① 当該社会福祉法人の設立者、評議員、理事、監事又は職員、② 前号に掲げる者の配偶者又は三親等内の親族、③ 前2号に掲げる者と婚姻の届け出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、④ 前2号に掲げる者のほか、第1号に掲げる者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持する者、⑤ 当該社会福祉法人の設立者が法人である場合にあっては、その法人が事業活動を支配する法人又はその法人の事業活動を支配する者として厚生労働省令で定めるもの

※2 「関連当事者」(社会福祉法人会計基準第29条第2項参照)

① 当該社会福祉法人の常勤の役員又は評議員として報酬を受けている者、② 前号に掲げる者の近親者、③ 前2号に掲げる者が議決権の過半数を有している法人、④ 支配法人(当該社会福祉法人の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している他の法人をいう。)、⑤ 被支配法人(当該社会福祉法人が財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している他の法人をいう。)、⑥ 当該社会福祉法人と同一の支配法人をもつ法人

※3 「22関連当事者との取引の内容について」

1 関連当事者との取引については、次に掲げる事項を原則として関連当事者ごとに注記しなければならない。

- (1) 当該関連当事者が法人の場合には、その名称、所在地、直近の会計年度末における資産総額及び事業の内容
なお、当該関連当事者が会社の場合には、当該関連当事者の議決権に対する当該社会福祉法人の役員、評議員又はそれらの近親者の所有割合
- (2) 当該関連当事者が個人の場合には、その氏名及び職業
- (3) 当該社会福祉法人と関連当事者との関係
- (4) 取引の内容
- (5) 取引の種類別の取引金額
- (6) 取引条件及び取引条件の決定方針
- (7) 取引により発生した債権債務に係る主な科目別の期末残高
- (8) 取引条件の変更があった場合には、その旨、変更の内容及び当該変更が計算書類に与えている影響の内容

2 関連当事者との間の取引のうち次に定める取引については、1に規定する注記を要しない。

- (1) 一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取りその他取引の性格からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引
- (2) 役員又は評議員に対する報酬、賞与及び退職慰労金の支払い

【参考】(関連当事者との取引の内容について注記に記載する場合の関連当事者の範囲、開示対象範囲は下記通知を参照すること)

「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する適用上の留意事項について」(平成28年3月31日雇児総発0331第7号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長(ほか連名通知)(別紙)「社会福祉法人会計基準の運用上の留意事項」)

26 関連当事者との取引について

運用上の取り扱い 第21における関連当事者との取引の内容について計算書類に注記を付す場合の関連当事者の範囲及び重要性の基準は、以下のとおりである。

(1) 関連当事者の範囲

ア 当該社会福祉法人の常勤の役員又は評議員として報酬を受けている者及びこれらの近親者(3親等内の親族及びこの者と特別の関係にある者。なお、「親族及びこの者と特別の関係にあるもの」とは例えば以下を指すこととする。)

① 当該役員又は評議員と婚姻の届け出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にある者

② 当該役員又は評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

③ ①又は②の親族で、これらの者と生計を一にしている者

イ 当該社会福祉法人の常勤の役員又は評議員を受けている者及びこれらの近親者が議決権の過半数を有している法人
ウ 支配法人(当該社会福祉法人の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している他の法人、以下同じ。)

エ 次の場合には当該他の法人は、支配法人に該当するものとする。

・ 他の法人の役員、評議員若しくは職員である者が当該社会福祉法人の評議員会の構成員の過半数を占めていること。

被支配法人(当該社会福祉法人が財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している他の法人、以下同じ。)

次の場合には当該他の法人は、被支配法人に該当するものとする。

・ 当該社会福祉法人の役員、評議員若しくは職員である者が他の法人の評議員会の構成員の過半数を占めていること。

オ 当該社会福祉法人と同一の支配法人を持つ法人

当該社会福祉法人と同一の支配法人が当該社会福祉法人以外に支配している法人とする。

(2) 関連当事者との取引に係る開示対象範囲

ア 上記(1)ア及びイに掲げる者との取引については、事業活動計算書項目及び貸借対照項目いずれに係る取引についても、年間1,000万円を超える取引については全て開示対象とするものとする。

イ 支配法人、被支配法人又は同一の支配法人を持つ法人との取引

① 事業活動計算書項目に係る関連当事者との取引

サービス活動収益又はサービス活動外収益の各項目に係る関連当事者との取引については、各項目に属する科目ごとに、サービス活動収益とサービス活動外収益の合計額の100分の10を超える取引を開示する。

サービス活動費用又はサービス活動外費用の各項目に係る関連当事者との取引については、各項目に属する科目ごとに、サービス活動費用とサービス活動外費用の合計額の100分の10を超える取引を開示する。

特別収益又は特別費用の各項目に係る関連当事者との取引については、各項目に属する項目ごとに1,000万円を超える収益又は費用の額について、その取引総額を開示し、取引総額と損益が相違する場合は損益を併せて開示する。ただし、各項目に属する科目の取引に係る損益の合計額が当期活動増減差額の100分の10以下となる場合には、開示を要しないものとする。

② 貸借対照表項目に係る関連当事者との取引

貸借対照表項目に属する科目の残高については、その金額が資産の合計額の100分の1を超える取引について開示する。